

上ノ国町行政改革大綱

(集中改革プラン)

平成18年3月

上ノ国町

目 次

第1 基本方針	1
1 背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 これまでの取組状況	2
(1) 行政改革大綱の策定	2
(2) 行財政改革の実施	2
4 計画の目標	2
5 計画の推進方法及び公表	3
(1) 推進方法	3
(2) 公表	3
第2 行財政改革の取組み	4
1 行政運営の改革	4
(1) 行政評価の導入	4
(2) 公正の確保と透明性の向上	4
(3) 行政情報システムの確立	5
(4) 広域行政の推進	5
(5) 地域協働の推進	6
2 行政サービス手法の改革	6
(1) 民間委託等の推進	6
(2) 指定管理者制度の活用	6
(3) PFI手法の活用	7
3 財政健全化の取組み	7
(1) 事務事業の再編・整理	7
(2) 歳入確保と歳出削減	7
(3) 公共工事の見直し	8
4 庁内体制の整備	8
(1) 組織機構の抜本的改革	8
(2) 給与等の適正化	8
(3) 勤務条件の適正化	9
(4) 定員管理の適正化	9
(5) 人材育成の促進	9
5 第三セクター、公営企業の取組み	10
(1) 第三セクターの見直し	10
(2) 公営企業の経営健全化	10
○参考資料	12
1 上ノ国町行財政改革計画の目標（抜粋）	12
2 上ノ国町定員適正化計画の目標（抜粋）	16
3 上ノ国町職員研修基本計画等の目標（抜粋）	17

第1 基本方針

1 背景

国は、バブル経済の崩壊後、最近まで長引く経済不況から脱却することが出来ず、デフレ対策と不良債権処理問題を抱えながら、国税収入が大幅に減少した。また歳出面においても国債や社会保障費の増大など非常に厳しい環境下にあったことから、「三位一体改革」や「地方分権」など様々な角度から地方公共団体に対して抜本的に変革するよう求めてきている。

こうした社会情勢の中で、本町の財政状況は、歳入として大きく依存してきた地方交付税の大幅削減が平成13年度頃から行われ、また景気の低迷による町税の減収や国の景気浮揚対策に協力して実施した10億円以上の大型投資事業による町債の償還などで硬直化が進み、非常に厳しい状況となっている。

このような状況を打開するため、一つの方策として国の進める市町村合併を檜山南部5町により検討するため、平成14年12月に任意の合併問題協議会を立ち上げた。その後、熊石町の離脱はあったが、平成16年1月には法定の檜山南部4町合併協議会が設立された。

また、これと並行しながら本町では、平成15年度に「第4次上ノ国町総合発展計画」の見直しを行うとともに人件費などの歳出の大幅削減を断行する本格的な財政改革に取り組み財政基盤の強化に努めてきたところである。

しかし、各町の様々な諸事情から合併には至らず檜山南部4町合併協議会は、平成16年7月に解散することとなった。

このため本町では、激変する社会情勢に対応しながら、当面「上ノ国町の自立」を選択し、平成17年3月に上ノ国町行財政改革計画（以下「上ノ国町自立プラン」という。）を策定し、同年4月から行財政改革をスタートしている。

2 計画策定の趣旨

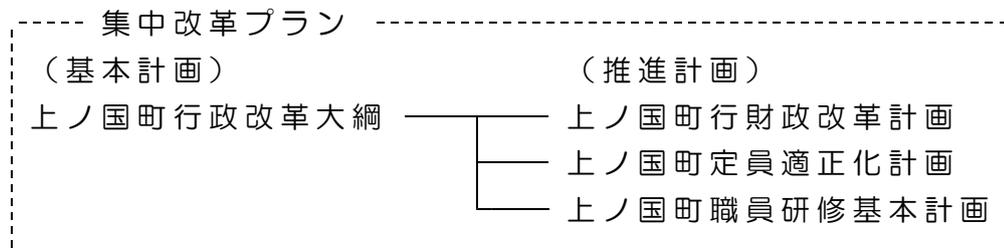
「上ノ国町自立プラン」は、これまでの上ノ国町行政改革大綱を引き継ぎ、平成15年度から財源不足の解消を図るため実施している財政改革を踏襲しながら抜本的な見直しをしたことから、平成17年4月から上ノ国町行政改革大綱として位置づけている。

しかし、総務省より平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されたことを受け、指針

の要求項目を満たす「集中改革プラン」の作成が必至となったため、同プランを新たな「上ノ国町行政改革大綱」として策定することとした。

これにより「上ノ国町自立プラン」等を「集中改革プラン」の推進計画として位置づけるものとする。

【計画の体系】



3 これまでの取組状況

(1) 行政改革大綱の策定

昭和60年12月に初めての「上ノ国町行政改革大綱」（計画期間昭和60年度～昭和62年度）を策定した。

平成8年3月には、新たな「上ノ国町行政改革大綱」（計画期間：平成8年度～平成11年度）を策定し、平成11年3月には同大綱の見直しを行った。

この大綱の主な項目は、事務事業電算化の推進や組織機構の見直し、定員管理の適正化などであり、その後行政の情報化の推進や人材育成の推進などを新たに盛り込むようになった。

(2) 行財政改革の実施

平成14年度に町の将来的な財政状況を分析検討したところ、約6億円の歳入不足を生ずる事が推計されたことから、将来に渡る財政危機を乗り切るため平成15年度及び平成16年度に財政状況を改善する目的で、人件費の削減や施設運営の見直しなどを行い、年間約2億4千万円の財政効果を得ることができた。

また、平成16年3月には「上ノ国町の自立」を目指し、「農業、漁業で喰えるまち」をテーマとした「上ノ国町自立プラン」を策定し、平成17年度から実施している。

4 計画の目標

取組目標は、「第2行財政改革の取り組み」で示すとともに、各推

進計画において具体的な数値目標を設定する。

なお、目標は平成22年度までに達成するよう努めることとする。

5 計画の推進方法及び公表

(1) 推進方法

本大綱を着実に推進するため「行政改革推進本部」で行財政運営全般に亘り、計画策定(PLAN)→実施(DO)→検証(CHECK)→見直し(ACTION)の「PDCAサイクル」に基づき、点検や見直しを行い、確実なプランの実施を目指す。

また、町民を代表する「行政改革推進委員会」で町民の視点で意見や助言を求めていくこととする。

(2) 公表

行財政改革の進捗状況については、町広報誌「かみのくに」や上ノ国町ホームページなどを通じて、広く町民に公表する。

第2 行財政改革の取組み

1 行政運営の改革

(1) 行政評価の導入

行政課題に対応して必要な事業へのシフトが迅速となるようにするため、町が行う事業を客観的に評価・検証し、効果的かつ効率的な行政運営を目指す行政評価を導入する。また、評価内容を公表することにより行政の透明性を図る。

① 事務事業の評価

事務事業の目的と目標を明確にし、その効果を客観的に評価することにより事務事業の効率化を図り、不要な事業や効果が無い事業を整理・再編する。

② 意識改革

事務事業の目的意識、目標達成意識、コスト意識の3つの意識を浸透させ、意識改革することによる事務事業の効率化を図る。

③ 透明性の確保

事務事業の目的や内容、進捗度、達成度が明確にし、公表することにより行政の透明性を図る。

(2) 公正の確保と透明性の向上

国や道からの権限移譲や財源移譲などが推進され、かつ加速されている状況にあることから今後の市町村行政の役割は、自己決定・自己責任が大きくなり、地域主権型社会になりつつある。

本町は、これまでも情報公開条例や行政手続条例を制定し、住民への説明責任を果たす施策を積極的に取り進めてきており、これからも公正の確保と透明性の向上に努める。

① 行政手続の適正化

公正の確保と透明性の向上を図るため平成9年に上ノ国町行政手続条例を制定し、住民の権利・利益の保護に資するための制度を導入した。

今後も手続きの簡素化や迅速化を図り、制度の拡充と利便性の向上に努め、より一層公正と透明性を確保する。

② 情報公開の推進

本町では、平成12年に上ノ国町情報公開条例が制定されておりますが、殆ど活用されていない現状にある。

この情報公開制度は、行政の保有する情報を知りたいときに自由に知る権利を保障するとともに、個人情報保護法に配慮しつつ情報公開と情報の共有化を推進し、開かれた行政の実現にとって必要な制度であると考えている。

このようなことから、この制度が有効活用されるよう制度に理解を深めてもらうための広報活動を展開し、公正で公平な開かれた町政を推進する。

③ パブリックコメントの導入

広く住民の意見を求め町政に繁栄させることが出来るパブリックコメント制度の導入について検討する。

事業を決定する前段階から住民に内容を公開し意見を募集するなど住民が町政へ参加できる機会を拡大することにより、住民と協働して町政を進めるような体制を目指す。

(3) 行政情報システムの確立

① 行政情報のシステム化

行政事務の効率化とスピード化及び事務量の縮減を図ることにより行政サービスの向上などを目的として、業務間の連携を緊密にした効率的な情報伝達と情報共有ができる総合行政システムの確立を目指す。

このため既存システムで連携可能なものについては、システムの統一化を図る。

② 行政手続のオンライン化

公共施設の利用など各種申請行為等の利便性を図るため、行政手続のオンライン化を推進する。

このため、町民の需要調査や電子化導入による費用対効果などを検討し、導入を目指す。

(4) 広域行政の推進

地方分権が着実に進展し、地域主権型社会が到来している中、市町村の行政運営は、主権に基づいた総合行政体制の構築が求められ、また国の三位一体改革、道州制、道からの事務権限移譲などから、権限・財源・人間の確保も必要となり、新たな行政体制の確立が望まれて

いる。

このような中、檜山町村会では地域主権型社会における町村のあり方のグランドデザインを積極的に協議・提言しているところである。

檜山管内の現状は、一部事務組合制度を活用した檜山広域行政組合や衛生処理組合、学校給食組合などを設置して広域行政事務の連携を進めている現状にある。

今後においては、更に業務の効率化を求め広域連合も視野に入れた広域連携を模索していく必要があると認識している。

(5) 地域協働の推進

豊かで安心した地域社会を作り上げるため住民参加型の行政運営を目指し、各地区の実情に応じた自己決定・自己責任を原則に、地区住民の満足度が向上できる社会へと変革し、地区住民自治と行政が独立しながらも融和した「行政と住民で協働したまちづくり」への転換を図り、町民参加型で築く地域社会の構築に取り組むこととしている。

このため平成15年度からは、自治活動をサポートする職員を各町内会に配置した町職員地区担当制度を導入し、町の活性化の基礎となる町内会自治活動をより活発化し、地域住民が生まれ育った郷土に誇りと愛着を持てるよう、自治会への支援強化を進めてきところである。

地区担当制度の導入後3年が経過し、今では町内会活動は活発化され、住民意識も変化してきており、その成果と効果は確実に現れ、住民に浸透しつつある。

今後とも同制度の充実・強化を図り、自治会活動の活性化を促進するとともに「協働したまちづくり」を強力に推進する。

2 行政サービス手法の改革

(1) 民間委託等の推進

外部委託が適当な事務事業の選別を行い、これらの事務事業について適正な管理監督のもとに行政責任の確保、住民サービスの維持向上等が図られることに留意しつつ、積極的に民間委託等を推進します。

(2) 指定管理者制度の活用

地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月から施行され、管理を委託する公の施設は、平成18年9月までに指定管理者制度の導入が義務化された。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、施設利用者のサービス向上と行政コストの削減等を目的とした制度である。

本町では、平成18年4月から制度の導入を可能にするために平成17年12月に条例の制定を行った。

また、同時に導入メリットが図れる施設があるかなど検討作業を進めた結果、平成21年度までに1施設について指定管理者制度の活用を図ることとした。

今後も調査研究を続けながら導入可能な公の施設が増えるよう努める。

(3) PFI手法の活用

民間の資金・経営及び技術能力を活用した「公共施設等の整備の促進を図るため民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称「PFI法」）が平成11年9月から施行され、効率的かつ効果的な社会資本を整備することとを目的としている。

本町では、平成15年度に行った第4次上ノ国町総合発展計画の見直しの中で、平成20年度から公営住宅建設にPFI事業を導入する計画となっている。

今後、スキーム設定等調査研究を行いPFI事業導入の可否も含め、再検討する。

3 財政健全化の取組み

(1) 事務事業の再編・整理

これまでの慣行や前例にとらわれることなく、新たな行政課題を的確に把握し、簡素で効率的な行財政運営を目指し、当初の役割が終了した事業等の廃止や縮減、類似業務の統廃合など事務事業全般にわたって随時見直し、再編・整理を進める。

具体項目と実施年度を明示して、確実に改革が実施・推進が図られるように取り組むこととする。

(2) 歳入確保と歳出削減

① 歳入確保の取組み

課税客体を正確に把握し、適正な評価、公平な課税による財源確保と確実な徴収に努める。特に滞納分の徴収については、町民の不公平感を解消する上でも重要なことから滞納者には厳しい対応が必要と考えている。

また、今後新たな滞納者を発生しないような施策の展開も必要であり、そのためには行政サービス制限条例などの制定を検討する。

公共施設の使用料については、社会経済情勢の推移にかなった適

正な料金設定を行い、受益と負担の公平性を確保する。

② 歳出削減の取組み

事務経費や町有施設の維持管理費等を縮減するため、組織機構の改変により予算の一元管理を実施するとともに、無駄な支出を無くすための節約等を徹底する。

各種団体等への補助金については、経費負担のあり方等を精査の上、団体の自主運営を求めて補助金や負担金等を段階的に削減する。

各特別会計は、独立採算制による運営が望ましいことから、適切な料金設定や加入者の促進を図り、一般会計からの繰出金を縮減する。

公債費の増加は、財政運営の硬直化を引き起こす要因となることから財政指標などにより計画的な借入れを行うとともに、最も有利な起債を模索し起債の抑制を図る

(3) 公共工事の見直し

本町の社会資本整備は、安全で豊かな住民生活を確保しつつ、経済発展に不可欠な基盤整備を社会情勢や町民ニーズを的確に捉え、適正かつ効率性を重視しながら実施してきた。

しかし、財政状況の悪化から平成16年3月に第4次上ノ国町総合発展計画の見直しを行い、原則的に新たな投資的事業は中止することとなった。

このように普通建設事業や維持管理事業の大幅な抑制を図っており、事業費は激減状況にはあるが、引き続き公共工事のコスト縮減と適正発注に努める。

4 庁内体制の整備

(1) 組織機構の抜本的改革

上ノ国町自立プランにおいて抜本的な組織機構改革を行い、平成17年4月から同計画どおり実施されている。

その結果、町長部局は9課2出張所を4課1室2出張所へ、教育委員会は3課を事務局体制としたほか、これまでの係制を廃止しグループ制を導入するなど抜本的な組織機構改革を実施したところである。

今後とも実施結果を検証しながら、住民サービスの向上と組織のスリム化や効率化に向けてさらに取り組んでいく考えである。

また出先機関については、その施設の役割等を検証し、また効率性や財政事情も鑑みて関係地区住民とも協議しながら見直しを図る。

(2) 給与等の適正化

本町の給与制度は、人事院勧告に準拠し適正に運営されてきている。また、時間外勤務手当等の原則代休振替や特殊勤務手当の凍結などに取り組んでいる。

平成17年4月からは上ノ国町自立プランに基づき、特別職及び議員の報酬5%、期末手当の一部を削減し、一般職員についても給料5%、期末手当役付加算額全額、管理職手当50%等の削減を独自に実施し、総人件費の抑制に努めてきたところである。

(3) 勤務条件の適正化

本町の勤務時間は、国家公務員の週40時間を下回っていることから、これを早期に国に準拠するよう見直す。

また、労働時間の縮小及び人件費の抑制のため夜間勤務や早朝勤務が必要な職場については、勤務時間帯をスライドさせるフレックスタイム制の導入を検討するなど勤務条件の見直しを図る。

(4) 定員管理の適正化

国の「三位一体改革」や「地方分権による権限移譲」など地方自治体の役割は今後ますます増大傾向にある。

しかし、職員の増員は人件費の増加を助長し、ひいては財政の硬直化を招く恐れがあることから、これを抑制する必要がある。

このため効率的な事務事業全般の見直しに沿った組織機構改革と連動させながら、計画的な職員の適正配置を行うため「上ノ国町定員管理計画」を定め、これを住民に周知するため公表する。

(5) 人材育成の促進

地方分権の推進により、取扱事務の高度化や多様化する行政需要への対応など今後ますます職員の説明能力、政策能力、創造能力、法務能力などの更なる向上を図る必要があるため、長期と短期の自主研修制度を確立する。

また、民間や公的研修機関の研修を利用し、計画的に職員を参加させながら意欲と能力を合わせもった人材育成を進める。

① 職員の自主研修の確立（長期、短期）

柔軟な研修機会を与えるため長期・短期に分類した「町政計画特別研修実施要領」を策定し実施しているが、引き続き自主研修制度の充実・拡充に取り組みに努める。

② 研修所等の参加制度（教育プログラムの実施）

民間企業や公的団体の研修機関を活用する研修プログラムを作成し、職員を計画的に参加させるため「上ノ国町職員研修基本計画」を策定して進めているところですが、引き続き職員の能力向上のため取り組みに努める。

5 第三セクター、公営企業の取り組み

(1) 第三セクターの見直し

本町における第三セクターは、「上ノ国町観光振興公社」のみである。同公社は、時代のニーズに応じて設立され、重要な役割を担ってきたが、社会の変化や経済の悪化により、その取り巻く環境は大きく変化してきた。

このような社会情勢の中、公社の事業基盤は現状で問題なく運営されているが、将来的な視野に立つと崩壊しかねない状況が予測される。

このようなことから第三セクターのあり方について、時代のニーズを的確に捉えた中長期的観点に立って、事業内容も含め総点検する必要がある。

今後は、戦略的な経営計画の策定を検討し経営基盤強化に取り組み、町の関与のあり方についても抜本的に見直しをする。また議会へ毎年経営状況の説明をして公開に努めてきたが、さらに町ホームページなどを利用し、住民への積極的な情報公開に努め、かつ監査体制の強化に取り組むこととする。

(2) 公営企業の経営健全化

本町の公営企業は、地方公営企業法適用の水道事業と同法非適用の簡易水道事業、公共下水道事業、漁業集落排水事業の計4事業である。

各事業は、過疎化による世帯数と人口の減少、高齢化世帯の増加などの要因により中長期的に見れば今後の事業運営に支障を来す恐れがあると予測される。

しかし、住民生活環境の維持向上からも4事業を重点事業として位置づけ、質や利便性の向上はもとより安心安全を基本に事業ニーズを的確に捉えて充実した行政サービスを提供するものとする。

今後とも持続可能なサービス提供を行うため、将来的な社会情勢の変化を考慮しながら公営企業等推進計画を策定した。また、一般会計と同様に経費全般の削減を図るとともに民間の経営手法の導入を視野に入れ、経営の安定強化に取り組むこととする。

公営企業等推進計画

- 上ノ国町水道事業経営計画
- 上ノ国町簡易水道経営化計画
- 上ノ国町公共下水道事業経営計画
- 上ノ国町集落排水事業経営計画

① 水道事業及び簡易水道事業

水道事業等は、独立採算制による健全な事業運営が行われている。今後とも社会情勢や生活形態の変化に伴う将来的な需要予測を的確に捉え、健全で効率的な事業運営を目指すため「地方公営企業の経営の総点検について（平成16年総務省課長通知及び平成17年の一部改正）」の内容を踏まえながら策定した経営計画を確実に実施する。

② 公共下水道事業及び漁業集落排水事業

公共下水道事業等は、平成15年3月から供用開始され、平成17年度現在の処理区域面積約125ヘクタール、処理人口4,200人となっている。

加入率は、現在約50%であり、当初計画どおり順調に推移してきているが、過疎化による高齢者世帯の増加など当初計画に差異が生じる状況にある。

今後は、加入率の大幅な増加が見込まれないことや当初計画から社会情勢が変化していることなどから、事業計画の見直しや管理経費の削減などを盛り込んで策定した経営計画を確実に実施する。

○参考資料

1 上ノ国町行財政改革計画の目標（抜粋）

実施計画書（年度別）

重点事項	項目・内容	実施年度					
		⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
歳入の確保	(1) 収納率の向上						
	㊸ 町税の徴収対策	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊹ 住宅料、保育料の収納対策	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊺ 貸付金の償還対策	→	○	◎	⇒	⇒	⇒
	㊻ 口座振替の推進	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊼ 行政サービス制限条例の制定	→	→	◎	⇒	⇒	⇒
	(2) 受益者負担の適正化						
	㊽ 公共施設使用料の見直し	●	→ ○	◎	⇒	⇒	⇒
	㊾ 下水道加入の促進	→	○	○	◎	⇒	⇒
	㊿ 各種講習会等の参加料徴収	●	→ ◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	(3) 町有財産の処分						
	㊿ ハンノキ地区分譲地の売却	●	→ ⇒	⇒	⇒	⇒	■
	㊿ 遊休資産等の処分	●	→ ○	◎	⇒	⇒	⇒

（注） 「●」：実施済
「○」：経過実施（一部）
「◎」：本格実施（全部）
「■」：事業完了（予定）
「→」：内容検討（見直し）
「□」：期限付実施
「⇒」：継続実施

実施計画書（年度別）

重点事項	項目・内容	実施年度					
		⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
歳出の削減	(1) 人件費の削減						
	㉒ 定員適正化計画の策定と公表	●	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㉓ 常勤特別職報酬の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㉔ 常勤特別職期末手当の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㉕ 非常勤特別職報酬の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㉖ 議員報酬の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㉗ 議員期末手当の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㉘ 職員給料の一部凍結	→	□	□	□	→ □	□
	㉙ 手当役付加算額の全額凍結	→	□	□	□	→ □	□
	㉚ 管理職手当の一部凍結	→	□	□	□	→ □	□
	㉛ 時間外勤務手当等の削減	→	○	○	◎	⇒	⇒
	㉜ 寒冷地手当の削減	→	○	○	◎	⇒	⇒
	㉝ 特殊勤務手当の凍結	→	□	□	□	→ □	□
	㉞ 職員等人件費削減に伴う共済費、負担金の減額	→	□	□	□	→ □	□
	㉟ フレックス制の導入	→	→	◎	⇒	⇒	⇒

- (注) 「●」：実施済
「○」：経過実施（一部）
「◎」：本格実施（全部）
「■」：事業完了（予定）
「→」：内容検討（見直し）
「□」：期限付実施
「⇒」：継続実施

実施計画書（年度別）

重点事項	項目・内容	実施年度					
		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
歳出の削減	(2) 物件費の削減						
	㊦ 賃金の削減	●	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊧ 旅費の見直し	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊨ 消耗品費の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊩ 光熱水費等の縮減	●	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊪ 役務費の縮減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊫ 備品購入費の削減	●	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊬ 新規公用車の購入抑制	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊭ その他物件費の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	(3) 維持補修費の削減						
	㊮ 施設維持管理費の縮減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊯ 維持補修費の縮減と予算の一元管理	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊱ 施設の整理合理化(統廃合)	→	→	○	◎	⇒	⇒

(注) 「●」：実施済

「→」：内容検討（見直し）

「○」：経過実施（一部）

「□」：期限付実施

「◎」：本格実施（全部）

「⇒」：継続実施

「■」：事業完了（予定）

実施計画書（年度別）

重点事項	項目・内容	実施年度					
		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
歳出の削減	(4) 補助費等の削減						
	㊦ 各種委員への謝礼等の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	㊧ 各種団体への補助金等の削減	○	○	○	◎	⇒	⇒
	㊨ その他負担金等の削減	→	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
	(5) 繰出金、貸付金の縮減						
	㊩ 特別会計への繰出金の縮減	→	○	○	○	○	○
	㊪ 各団体等への貸付金の縮減	→	○	○	◎	⇒	⇒
	(6) 公債費の削減						
㊫ 起債の抑制	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

- (注) 「●」：実施済
「○」：経過実施（一部）
「◎」：本格実施（全部）
「■」：事業完了（予定）
「→」：内容検討（見直し）
「□」：期限付実施
「⇒」：継続実施

